消火器の設置が義務付けられました!

消防法施行令の一部が改正され、延べ面積にかかわらず消火器の設置が義務付けられました。(既存飲食店も含む) 平成30年3月28日公布 令和元年10月1日施行

火を使用する厨房設備等の ある飲食店等には、消火器 の設置が必要です!

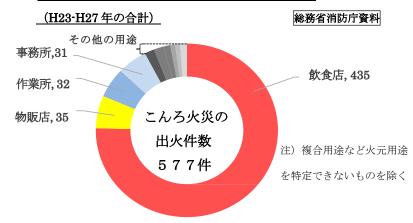


飲食店における火災原因の多くが、こんろによるものです。

こんろ火災の特性について

- ・ 小規模建築物(延べ面積150㎡未満)で発生したこんろ火災の約8割が飲食店において発生。
- ・ 建物火災の出火原因は、こんろ、たばこ、配線、電気機器の順に多い。
- こんろ火災には延焼拡大の危険性があり、消火器による初期消火が必要。
- ●こんろ火災は急激に延焼拡大する場合が多い。 (たばこ、配線、電気機器による火災は、延焼拡大 速度が緩慢であり、水により初期消火が可能。)
- ●飲食店におけるこんろ火災のうち、約6割がその場を離れている間に出火したもの。
- ●油火災に対しては、水による初期消火は困難であり、 消火器による初期消火が必要。

こんろ火災の火元建物用途別出火件数(住宅除く)



466-2280

- ※ ただし、延べ面積150㎡未満の飲食店において、消火器の設置が除外される場合があります。
- ●防火上有効な措置として、調理油過熱防止装置、自動消火装置などの被害を軽減する安全機能を有する装置が設けられている場合は、消火器の設置が除外されます。

【 消 防 のお問い合わせ先】

吳羽消防署 436-5040

富山市消防局予防課 493-4871 富山消防署查察課 493-4873 富山消防署中分署 441-8260 富山北消防署查察課 437-7141

水橋消防署 478-0061 大沢野消防署 468-1212

大山消防署 483-1119 八尾消防署 454-2119 婦中消防署